



所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において「所定疾患施設療養費」が算定されるようになりました。算定要件は以下の通りで、その実績を公表する必要がありますので報告します。

【対象となる入所者の状態】 ①肺炎 ②尿路感染症 ③帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射が必要な場合) ④蜂窩織炎

【治療内容】 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。

【記録】 ◎診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します
◎請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

【公表の義務】 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。



診断名/年月		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人 数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(治療日数)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人 数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(治療日数)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹/蜂窩織炎	人 数		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(治療日数)		1:蜂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

診断名/年月		令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人 数	0	0	0	0	0	0						
	(治療日数)	0	0	0	0	0	0						
尿路感染症	人 数	0	0	0	0	0	0						
	(治療日数)	0	0	0	0	0	0						
帯状疱疹/蜂窩織炎	人 数	0	0	0	0	0	0						
	(治療日数)	0	0	0	0	0	0						

所定疾患施設療養費算定状況



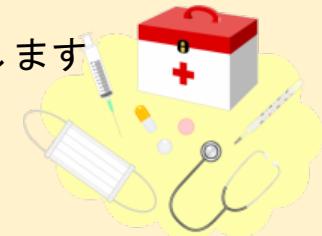
平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において「所定疾患施設療養費」が算定されるようになりました。算定要件は以下の通りで、その実績を公表する必要がありますので報告します。

【対象となる入所者の状態】 ①肺炎 ②尿路感染症 ③帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射が必要な場合) ④蜂窩織炎

【治療内容】 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。

【記録】 ◎診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します
◎請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

【公表の義務】 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。



診断名/年月		令和2年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人 数	1	2	3	1	2	2	1	3	1			
	(治療日数)	(2)	(8)	(8)	(7)	(11)	(14)	(2)	(9)	(5)			
尿路感染症	人 数	1	4	3	1	3	6	5	2	1	1	3	3
	(治療日数)	(7)	(23)	(16)	(7)	(13)	(30)	(21)	(12)	(6)	(4)	(15)	(17)
帯状疱疹/蜂窩織炎	人 数												
	(治療日数)												

診断名/年月		令和3年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人 数		1	2	3	2			1	1	2	1	1
	(治療日数)		(7)	(8)	(17)	(17)			(10)	(10)	(14)	(8)	(7)
尿路感染症	人 数	5	7	4	3	4	5	6	5	5	1	2	3
	(治療日数)	(27)	(40)	(23)	(21)	(18)	(49)	(43)	(29)	(31)	(6)	(11)	(12)
帯状疱疹/蜂窩織炎	人 数			3			1		3	1			
	(治療日数)			(25)			(10)		(22)	(6)			

所定疾患施設療養費算定状況



平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において「所定疾患施設療養費」が算定されるようになりました。算定要件は以下の通りで、その実績を公表する必要がありますので報告します。

【対象となる入所者の状態】 ①肺炎 ②尿路感染症 ③帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射が必要な場合)

【治療内容】 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。

【記録】 ◎診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します
◎請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

【公表の義務】 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

